

4 月定例連絡委員幹事会

と き 令和6年4月8日(月)

ところ 市役所 2階 会議室1

1 市長あいさつ

2 正幹事・副幹事あいさつ

3 議題

- (1) 代表幹事及び副代表幹事の選出について・・・・・・・・・・ P1 (資料1)
- (2) 令和6年度環境衛生事業の協力について(環境課)・・・・・・・・ P2～8 (資料2)
- (3) 防災行政無線(移動系)について(防災課)・・・・・・・・・・ P9～12 (資料3)
- (4) 交通安全施設について(地域協働課)・・・・・・・・・・ P13～22 (資料4)
- (5) 令和6年度碧南市交通安全都市推進協議会地域部会全体会議について
(地域協働課)・・・・・・・・・・ P23～25 (資料5)
- (6) 令和6年度防犯カメラ設置費補助について(地域協働課)・・・ P26～30 (資料6)
- (7) 町内会情報のホームページへの掲載について(地域協働課)・・・ P31～32 (資料7)
- (8) 令和6年度地域振興事業補助金について(地域協働課)・・・ P33～40 (資料8)
- (9) 令和6年度区民館等運営事業補助金について(依頼)(地域協働課)
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P41～49 (資料9)

4 その他

- (1) 定例連絡委員幹事会の開催日について(地域協働課)
- (2) 連絡委員幹事に委嘱する協議会等の役職について(地域協働課)
- (3) 連絡委員幹事会委託料について(地域協働課)
- (4) 区民館の開館時間等の確認について(地域協働課)

碧南市民憲章

衣浦港を門戸として、広く世界に目を開き、あたたかく明るい郷土「碧南」をつくるため、わたくしたちは自治の約束として、この憲章を掲げます。

1. 安心して住める町に

いのちを大切にし、すこやかな毎日をおくります。

1. 活気ある町に

元気で働き、豊かな家庭を築きます。

1. あたたかい心の町に

話し合いの輪をひろげ、なごやかな社会をつくります。

1. きれいな水と青い空の町に

自然をだいじにし、美しい郷土をつくります。

1. 清らかな文化の町に

若い力を育て、文化と教養のまちをつくります。

地区名	町内会	氏名	代・副
新川地区	松江町	新川 清司	
	丸山町	加藤 明弘	
中央地区	天王第1	遠山 隆夫	
	尾城町	松永 成章	
大浜地区	浜田町	平松 巧	
	本郷町	鈴木 晴安	
棚尾地区	若宮町	名倉 敏一	
	春日町	杉浦 貞宏	
旭地区	霞浦町	片岡 晃	
	荒子町	永坂 昭彦	
西端地区	上2・3・宮下	鳥居 牧夫	
	上1	鳥居 靖彦	

※上段：正幹事 下段：副幹事

事務局名簿

市民協働部長
 地域協働課長
 地域協働課課長補佐
 地域協働係主事

杉浦 智彦
 堀田 葉子
 水村 浩一郎
 角谷 紗英

電話41-3311 (内線207)
 同上 (内線290)
 電話95-9872
 同上

資料 2

連絡先	環境課ごみ減量係
担当	鈴木 章宏
電話	95-9899
FAX	48-2940

令和6年4月8日

碧南市連絡委員各位

経済環境部環境課

課長 中川 知之

令和6年度環境衛生事業の協力について（依頼）

時下、貴台におかれましてはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃は、地域の環境衛生の向上につきまして、ご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、煙霧機の貸出等を始めとする以下の環境衛生事業についてお願いを申し上げます。

1 令和6年度環境衛生事業について

(1) 煙霧機の貸出しについて

ア 目的

地区等で実施する消毒のため、煙霧機を貸出します。

※煙霧機は地区、町内会の実施に対し貸出すもので、個人には貸与しません。

イ 割当て

今年度の煙霧機等貸出割当（案）は別紙のとおりです。令和5年10月連絡委員幹事会にて日程を調整させていただきました。

都合が悪い場合は、令和6年4月18日（木）までに、環境課ごみ減量係へご連絡ください（Tel 95-9899）。煙霧機の台数には限りがあるため、他の町内会に日程の入れ替えをお願いすることがあります。

ウ 予約

担当の方の連絡先（携帯電話番号）や貸出し・返却日時等を事前に把握したいので、「消毒用煙霧機等借用連絡票」を令和6年4月18日（木）までに、環境課ごみ減量係へ提出して下さい。FAX可（FAX 48-2940）。

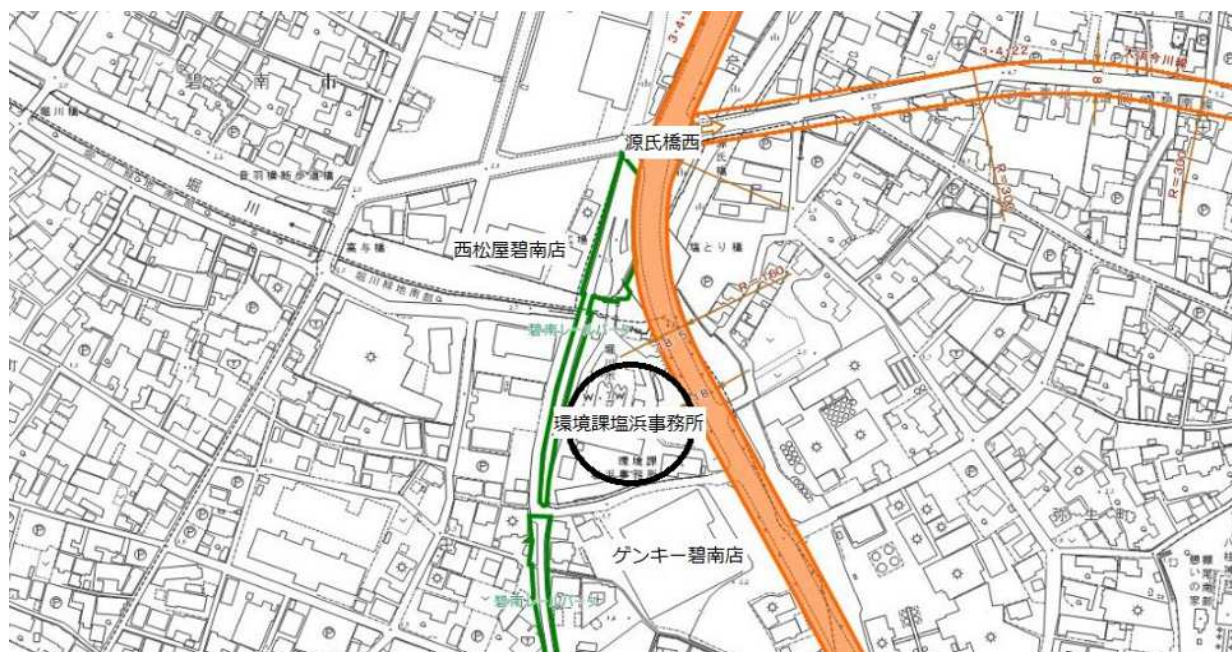
割当表どおりの町内会も必ず提出して下さい。

エ 受け取り、返却

受け取り及び返却は、平日AM8時30分からPM4時30分の間に環境課塩浜事務所にてお願いします。

煙霧機等の機器の取扱い説明は、受け渡し時に行います。

- 環境課塩浜事務所（碧南市塩浜町2丁目2番地）TEL 45-2171



オ 運搬車両の貸出し

環境課所有の運搬車両の貸出しができます。

貸出しできるのは、軽トラック（AT）1車、2t車（パワーゲート・MT）1車です。

極力各地区で車両をご手配いただきますようご協力をお願いします。

(2)水路・側溝等の消毒について

蚊・ハエの発生を抑制する薬剤（錠剤）を配布します。また、必要に応じて散布用のジョウロもお貸しします。

薬剤は、「消毒用煙霧機等借用連絡票」に必要数を記載してください。**令和6年4月18日（木）までに**、煙霧機の予約と併せてご連絡ください。

※水路・側溝等の泥上げに関する相談は、土木港湾課または下水道課までご連絡ください。

消毒用煙霧機等借用連絡票

地区名 _____

フリカ`ナ

担当者氏名 _____

携帯電話番号 _____

- 1 借用日時（平日AM8時30分～PM4時30分の間）

令和 6 年 月 日（ ） 時 分

- 2 煙霧機使用予定の日

令和 6 年 月 日（ ）

- 3 返却日時（平日AM8時30分～PM4時30分の間）

令和 6 年 月 日（ ） 時 分

- 4 借用品

煙霧機・ホース _____ 台・本 ロープ（車積載時固定用） _____ 本

蚊ハエ抑制剤 _____ 個 ジョウロ _____ 台

マスク _____ 個

- 5 運搬用車両

軽トラックAT（煙霧機4台積載可） 要・不要

2t車（パワーゲート）MT（煙霧機8台積載可） 要・不要

- 6 その他

- ・煙霧機の燃料が無くなりましたら環境課塩浜事務所までお持ちください（使用日のAM7時～AM11時の間）。

消毒用煙霧機等借用連絡票

地区名 〇〇区

フリカ`ナ ハキナン タウ

担当者氏名 碧南 太郎

携帯電話番号 090-1234-5678

- 借用日時（平日AM8時30分～PM4時30分の間）
令和 6 年 4 月 19日（金） 14時 00分
- 煙霧機使用予定の日
令和 6 年 4 月 20日（土）
- 返却日時（平日AM8時30分～PM4時30分の間）
令和 6 年 4 月 22日（月） 10時 00分

- 借用品
煙霧機・ホース 2台・本 ロープ（車積載時固定用） 1本
蚊ハエ抑制剤 30個 ジョウロ 10台
マスク 20個

- 運搬用車両
軽トラックAT（煙霧機4台積載可） 要 不要
2t車（パワーゲート）MT（煙霧機8台積載可） 要 不要

- その他
・煙霧機の燃料が無くなりましたら環境課塩浜事務所までお持ちください（使用日のAM7時～AM11時の間）。

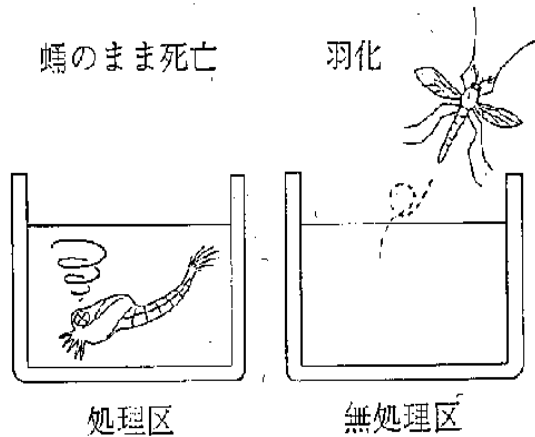
● 煙霧機



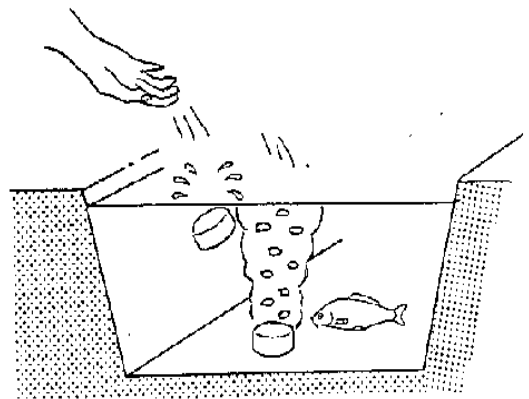
害虫駆除薬剤アース・スミラブ発泡錠の散布方法について

1. 特 長

- 1) ホルモン作用で害虫の成育をストップ。
有効成分は昆虫の幼若ホルモン様化合物で、害虫の幼虫・蛹に作用して成虫（親）になれなくさせ死亡させます。



- 2) 安全性に優れています。
従来の有機リン系殺虫剤に比べ、ほ乳動物や魚介類に対して毒性が低く、安全性の高い薬剤です。また臭いや色もほとんどなく安心してお使いいただけます。



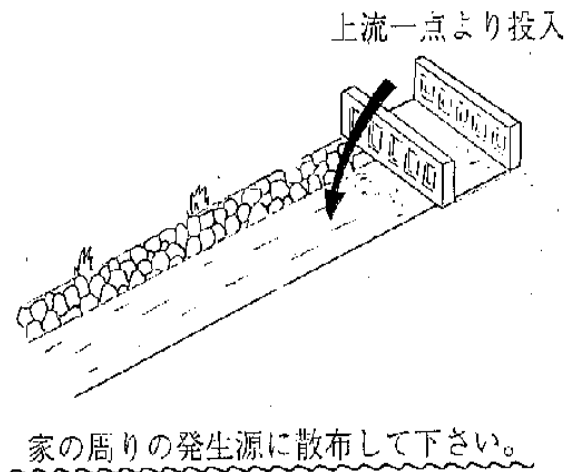
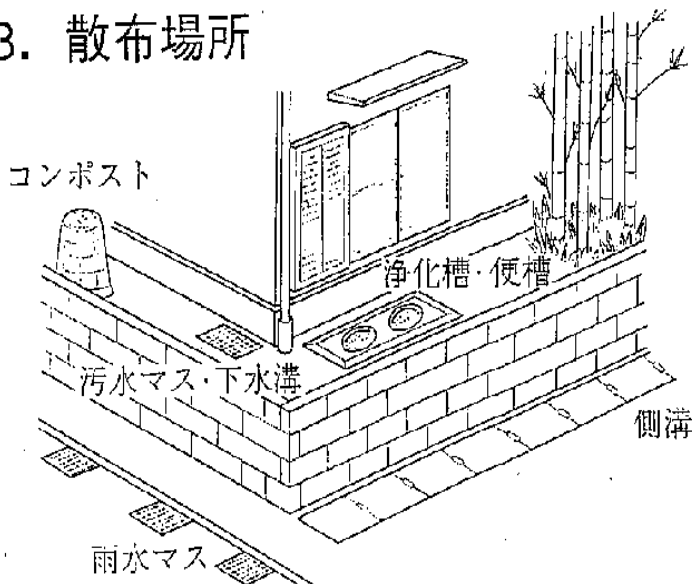
- 3) 長期間効力を持続します。
約1ヵ月間と、長期間効果は持続します。

- 4) 使いやすい発泡錠をアルミパックで包装しています。
2錠ずつアルミパック包装されているので手軽で使いやすい上、散布量がわかりやすく、手や衣服も汚れません。

2. 散布時期

昆虫の幼若ホルモン様化合物を有効成分としており、害虫の幼虫・蛹に作用して成虫（親）になれなくさせ死亡させる薬剤です。成虫の発生が多くなる前に散布するとより効果的です。

3. 散布場所



令和6年度 煙霧機等貸出割当表

	日程	行政区名	煙霧機・ホース	蚊ハエ抑制剤	ジョロ	マスク	ロープ	
5月	5/25(土)	西山町	2	55	4	16	1	
		計	2	55	4	16	1	
6月	6/1(土)~6/2(日)	汐田町	2	50	2	10	0	
		志貴崎町	2	100	2	6	0	
		志貴町	2	60	4	10	1	
		道場山区	3	50	0	15	1	
		計	9	260	8	41	2	
	6/15(土)~6/16(日)	若宮町	2	100	2	10	0	
		棚尾本町	1	30	2	5	1	
		浜尾区	2	200	7	10	1	
		栗山町	1	14	2	5	1	
		弥生町	1	70	1	6	1	
		東山区	4	80	4	13	1	
		計	11	494	18	49	5	
	6/22(土)~6/23(日)	春日町	1	60	2	5	1	
		天王区	2	40	4	18	1	
		千福区	4	50	4	30	1	
		計	7	150	10	53	3	
	6/29(土)~6/30(日)	大浜下区	12	200	17	120	2	
		計	12	200	17	120	2	
	7月	7/6(土)~7/7(日)	源氏町	2	40	2	6	1
			計	2	40	2	6	1
	8月	8/3(土)~8/4(日)	中山区	2	200	0	4	1
			計	2	200	0	4	1
蚊ハエ抑制剤のみ		大浜中区		200				
		大浜上区		390				
		雨池川端町内会		200				
		流作町		150				
		西端区		140				
		旭町		200				
		作塚沢渡町内会		80				
		鶴ヶ崎区		150				
		久沓区		20				
		計	0	1530	0	0	0	
全体合計			45	2929	59	289	15	

連絡先	防災課地域防災係
担 当	塩谷
電 話	95-9875

令和 6 年 4 月 8 日

碧南市連絡委員各位

市民協働部防災課長

防災行政無線（移動系）の取扱いについて（通知）

平素より、本市の防災行政に御理解と御協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、碧南市では、災害が発生又は発生の危険度が増した場合の連絡委員との通信手段の一つとして、防災行政無線を配備しています。使用につきましては、下記のとおりです。

記

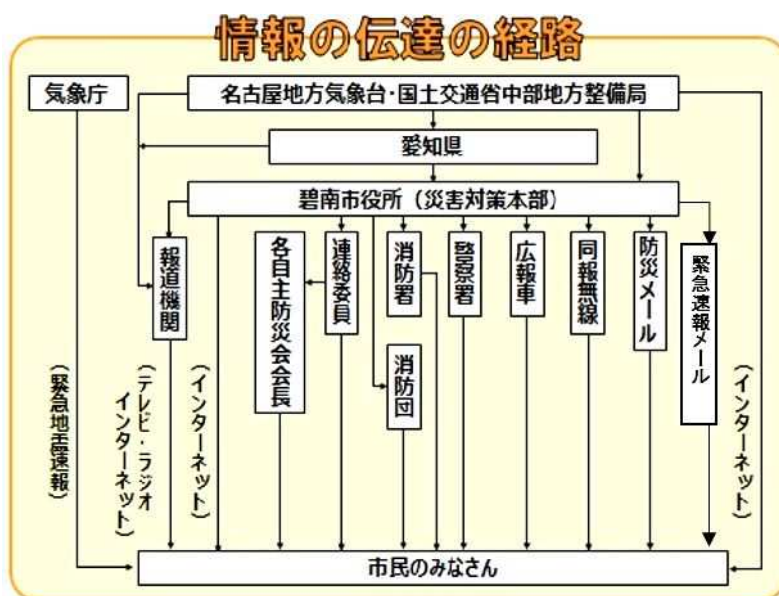
1 防災行政無線の使用について

市から住民へ情報伝達の周知徹底が困難な状況下において、市長等が避難の指示や勧告をした場合、各地区連絡委員正副幹事（12人）に配備してある防災行政無線へ市から連絡をします。連絡委員には住民に対して、市からの情報伝達の協力をお願いします。

なお、各地区の消防団員及び市職員が口頭連絡する場合があります。

2 防災行政無線の取扱訓練について

別紙「防災行政無線（移動系） 訓練要領」をご参照ください。



防災行政無線（移動系） 訓練要領

1 日時

令和6年4月9日（火）

9時から12時、14時から19時のうち5分程度

※都合の悪い方は、別日程で行いますので、防災課までご連絡ください。

2 対象者

連絡委員正副幹事 12人

3 訓練内容

- (1) お渡しした無線を使って、市役所防災課の無線へ連絡（送信訓練）
- (2) 市役所防災課の無線から、お渡しした無線で連絡（受信訓練）

4 訓練手順

別紙「防災行政無線操作マニュアル（携帯局）」と併せてご確認ください。

- (1) 自宅など、普段無線を置いているところから市役所防災課の無線へ連絡します。連絡していただく時間は、上記日時の間なら、いつでも大丈夫です。【送信訓練】
- (2) 無線の電源が入っているか確認します。画面に、時間等の表示がされていれば電源は入っています。
- (3) 市役所防災課に無線を送信します。テンキーで「110」と押し、**採用**ボタンを押します。
- (4) 防災課職員が無線で応答します。

防災課：「こちらは碧南市役所防災課です」

正副幹事：「こちらは連絡委員〇〇地区、正（副）幹事の〇〇（氏名）です。」

防災課：通話状況を確認します。

正副幹事：通話が終わったら**電源**ボタンを押してください。

※無線がかからない場合やお困りの場合は、固定電話や携帯電話等で、防災課地域
防災係に電話（0566-95-9875）してください。

- (5) 続いて、市役所防災課からお渡しした無線へ連絡します。【受信訓練】
- (6) 呼び出し音が鳴ったら、**採用**ボタンを押します。

正副幹事：「こちらは連絡委員〇〇地区、正（副）幹事の〇〇（氏名）です。」

防災課：「こちらは碧南市役所防災課です」

通話状況を確認します。

正副幹事：通話が終わったら電源ボタンを押してください。

5 その他

- (1) 天候にもよりますが、無線電波は遮蔽物が多い所では感度が落ちるため、できるだけ見通しのよい場所への設置をお願いいたします。
- (2) 通話を確認できないときは、固定電話等に連絡をする場合があります。

[連絡先] 碧南市防災課地域防災係
TEL：0566-95-9875（直通）

防災行政無線操作マニュアル(携帯局)

電源の確認

- ①無線の電源が入っているか確認。左の無線の写真の表示画面に時間等の表示がされていれば電源が入っている。
- ②電源が入っていない場合は、「電源」ボタンを長押しして電源を入れる。

通話をする場合

- ①相手番号を入力する。テンキーで数字3桁の相手番号を入力
番号:災害対策本部の無線(以下、統制台)100 防災課110
 - ②「採用」ボタン押下
 - ③通話をする(通話は3分で自動的に切れます)
 - ④「電源」ボタン押下で通話終了
- ※個別通信は複信通信のため、電話と同じ感覚で通話できます。

通話を受ける場合

- ①呼出音が鳴る:♪プルプルプル...
- ②「採用」を押して通話を始める。
- ③通話をする。
- ④「電源」ボタンを押して通話終了。

グループ(一斉)呼出を受けた場合

グループ(一斉)呼出は、統制台から一斉に指示や連絡等を行うときに使用します。

- ①呼出音が鳴る:♪ピピッ...
- ②統制台からの通話が入る。
(「採用」ボタンを押さなくても通話が聞こえる)
- ③表示画面に「内容確認OK * -Yes/#-No」と表示されたときは、
 - 通話内容が確認できたらテンキーにて「*」を押す。
 - 通話内容が確認できない場合は「#」を押す。
- ④統制台が通話を終了すると、グループ(一斉通信)が終了する。

緊急通報

緊急通報は災害対策本部に至急連絡する必要がある場合のみ使用。

- ①「緊急」ボタンを2秒以上押す。
- ②緊急連絡が受け付けられると、表示画面に「受付完了」と表示される。
- ③統制台から折り返しの連絡を待つ。



連絡先	地域協働課交通防犯係
担当	長谷川淳、平松佑太
電話	95-9873

令和6年4月8日

碧南市連絡委員各位

市民協働部地域協働課

課長 堀田 葉子

交通安全施設について（依頼）

みだしの件について、下記のとおり依頼しますのでよろしくお願ひいたします。

記

1 目的

交通安全及び防犯のための安全施設を管理する。

2 内容

- (1) 道路照明灯、防犯灯、道路反射鏡（カーブミラー）、その他注意看板の設置要望
- (2) 球切れや破損等の報告

3 設置要望書

別紙のとおり

交通安全施設について

★地域協働課交通防犯係では、交通安全及び防犯のため、次の安全施設の管理をしています。

①道路照明灯

交通事故防止を目的として、道路の交差点や横断歩道などに、道路を照らすように設置されているものです。



道路照明灯(電柱共架型)



道路照明灯(自立型)

②防犯灯

夜間の歩行者の安全確保や犯罪発生の防止を目的に設置しています。



防犯灯(LED 灯)

③道路反射鏡 (カーブミラー)

見通しの悪い交差点等に設置しています。



道路反射鏡(電柱共架型)



道路反射鏡(自立型)

④その他注意看板

「スピード落とせ」「あぶない! とびだし」
「学童注意」など運転者に注意を促す看板
※赤白の標識(「止まれ」や「一旦停止」など)
の規制標識は警察署が管理しています。



(1) 設置要望について

①道路照明灯

地域協働課では球替え等の管理をしています。

道路整備を行う際に交通量など一定の基準をもとに設置が行われている

ため、地域協働課では老朽化に伴う建替えはしますが、新設はいたしません。

②防犯灯

③道路反射鏡

④注意看板

地区として設置要望がありましたら、別紙「留意事項」をお読みいただき、事前に現場をご確認いただいたうえで、「要望書」を提出してください。(随時受付)

要望書受付後、市の担当で現場確認を行い、予算・周辺の状況・設置基準などから設置の可否を決定いたします。(隣地の承諾等については、申請時に取得していただくこととなります。)

様々なケースがありますので、ご要望にお応えできない場合もあることをご了承ください。

★防犯灯の設置基準等

- 防犯上及び交通安全上効果的な箇所の市道に設置します。
 - ・歩行者、自転車等の通行が頻繁に見込まれるところ
 - ・交差点、横断歩道のあるところ
 - ・道路の形態が急激に変化するところ
 - ・その他防犯上必要なところ
- 設置間隔は、概ね電柱1本おきを目安としています。
- 電柱共架を原則とします。
 - ・共架できない場合は、市道等市有地又は要望者で地主等関係者の了解を得た場所に支柱を立てて設置します。
- 設置場所周囲の居住者の同意、又耕作者の同意を得てください。
 - ・農地等では、作物の生育障害が発生するおそれがあります。

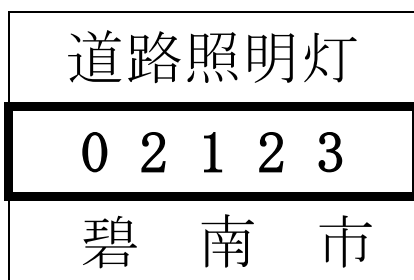
(2) 球切れ、破損等の連絡について

道路照明灯や防犯灯の球切れなどにお気づきの際は、地域協働課交通防犯係までお知らせください。

その際には、具体的な場所情報として、所在地番や目印となる建物又は個々のポールや電柱に表示されている「管理番号」をお知らせいただくと、対象を特定しやすくなります。

①道路照明灯の場合

- 管理番号（5桁の数字）表示シール

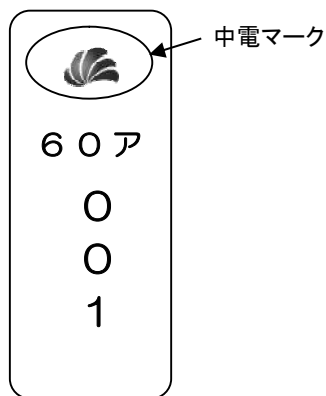


②防犯灯（電柱共架）の場合



※上下にプレートが2つ並んでいる場合、電柱の管理番号は、下のプレートになります。

- 中電の電柱



607001

- NTTの電柱



出口支 右2/左1/6

※このほか、民家の軒下を借用した防犯灯や、自立のポール等に設置された防犯灯があります。目標となる建物の住所と氏名をお知らせ下さい。

道路反射鏡（カーブミラー）設置要望の際の留意事項について

碧南市では、地域からの要望に基づき市道において見通しの悪い箇所には道路反射鏡（カーブミラー）を設置しております。カーブミラーは、交差点等における交通安全のための補助施設であり、その鏡面には必ず死角が生じるなどの短所もあることから、**交差点通行の原則はカーブミラーの有無にかかわらず、最終的にはドライバー（運転者）の目視による直接の安全確認が義務**となっております。

しかしながら、カーブミラーのある交差点では、**カーブミラーがあることによる過信から、ミラーだけを確認して目視確認を怠った一時不停止や、徐行運転をせず交差点に進入をする等、カーブミラーの設置が交通事故を誘発、または交通ルールの無視を助長してしまっているケースが増えています。**

このため、カーブミラーの新規設置にあたっては、現地の状況を調査し、必要性の有無を慎重に判断しています。

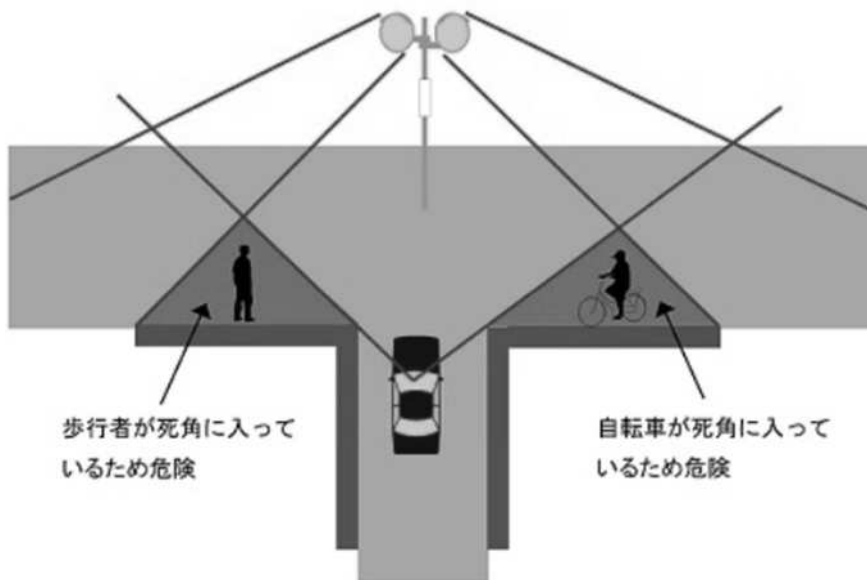
カーブミラー設置の要望について検討される際は、**カーブミラーを設置したことにより発生する危険性（交通事故の誘発、交通ルール無視を助長する可能性）**についても十分御検討いただきますようお願いいたします。

また、原則として歩行者を見るためのカーブミラー設置はいたしません。

※交通事故が起きたという理由だけでは設置の理由となりません。**事故はあくまでドライバー（運転者）の責任であり、安全運転を行う義務があります。**（道路交通法第70条）

カーブミラーの特性、設置可否判断等

◆カーブミラーの死角



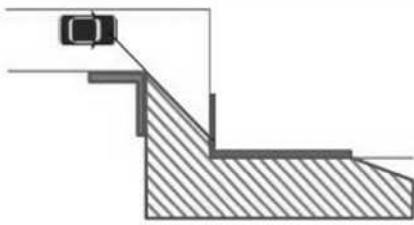
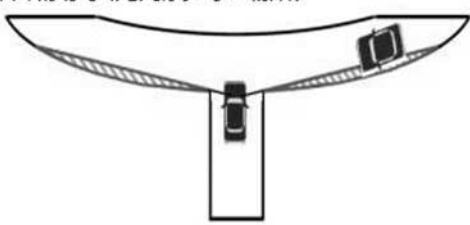
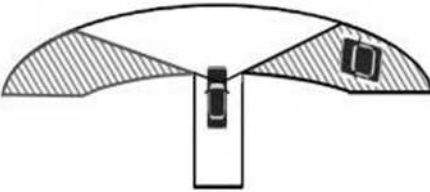
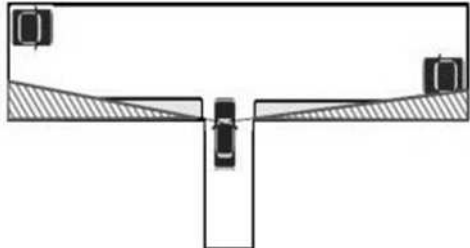
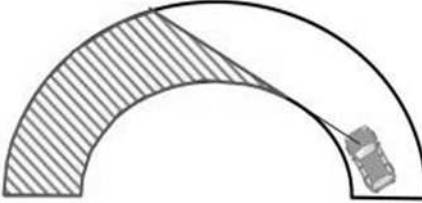
カーブミラーには映りにくい箇所があります。交差点から出てくる車の死角と重なる箇所であり、死角となりやすいエリアから自転車や歩行者が飛び出してくる可能性がありますので、カーブミラーのある道路ほど注意して運転をしてください。

◆道路反射鏡の距離感

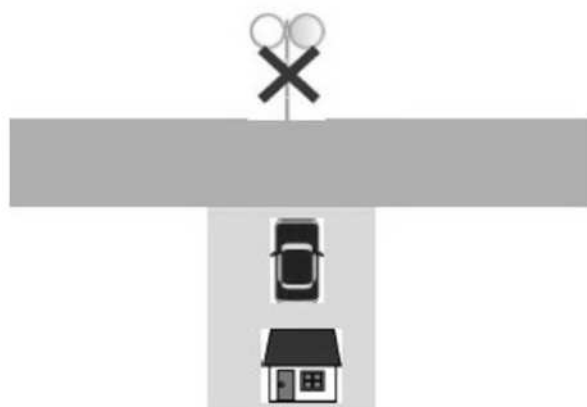


カーブミラーは凸面鏡なので、映るものが実際よりも小さく映ります。そのため、カーブミラー越しに見える車両は、実際よりも遠くに感じる場合があります。発進する際には、ミラーだけでなく直接目視確認もしながら運転してください。

◆カーブミラー設置判断基準例

設置できると判断する場合	設置できないと判断する場合
<p>(1) 屈折部で見通しが確保できない場合</p> 	<p>(1) 見通しが確保されている交差点 (障害物等なく死角が少ない場所)</p> 
<p>(2) 交差点部で交通ルール等に従った通行をしても見通しが確保できない場合</p> 	<p>(2) 歩道等があり、歩道手前で一時停止、徐行により歩道の部分まで進むことで見通しを確保できる場合 (法令等に決められた通行を行えば危険が除去できる場合)</p> 
<p>(3) 湾曲部で見通しが確保できない場合</p> 	

◆カーブミラーを設置しない場所（個人宅、袋小路、企業、マンション、施設等の出入り口）



特定の利用者に限定されるため設置を基本的にいたしません。

なお、私有地等から公道へ入る場合は一時停止義務があります。（道路交通法第17条）

設置後について

要望等により設置したカーブミラーが、設置後車両等の接触により傷つけられたり、損壊する事例が後を絶ちません。カーブミラーは皆様方の税金により設置されています。傷ついた、多少曲がった等の理由で、すぐに交換できるものではありません。多少見にくくなったとしても、調整を行い、継続して使用します。

このような状況が続く箇所については、そもそもカーブミラーの必要性から見直す必要があると思われます。

つまり、その箇所がカーブミラーの設置によっても交通事故防止の効果は得られず、かえって、通行する運転者の交通法規、マナー及びルールの無視を助長してしまった危険箇所となっていると考えられるからです。

つきましては、このような箇所については、交通安全対策として警察等による取り締まりの強化を依頼することが一番効果的ではないかと判断し、交通法規、ルールとマナーを守った運転等の励行により、交通事故防止を図って参りたいと考えておりますので市民の皆様方の御理解、御協力をお願いいたします。

また、事故等でカーブミラーを破損させてしまった場合には、事故を起こした方に復旧又は弁償をしていただくこととなります。

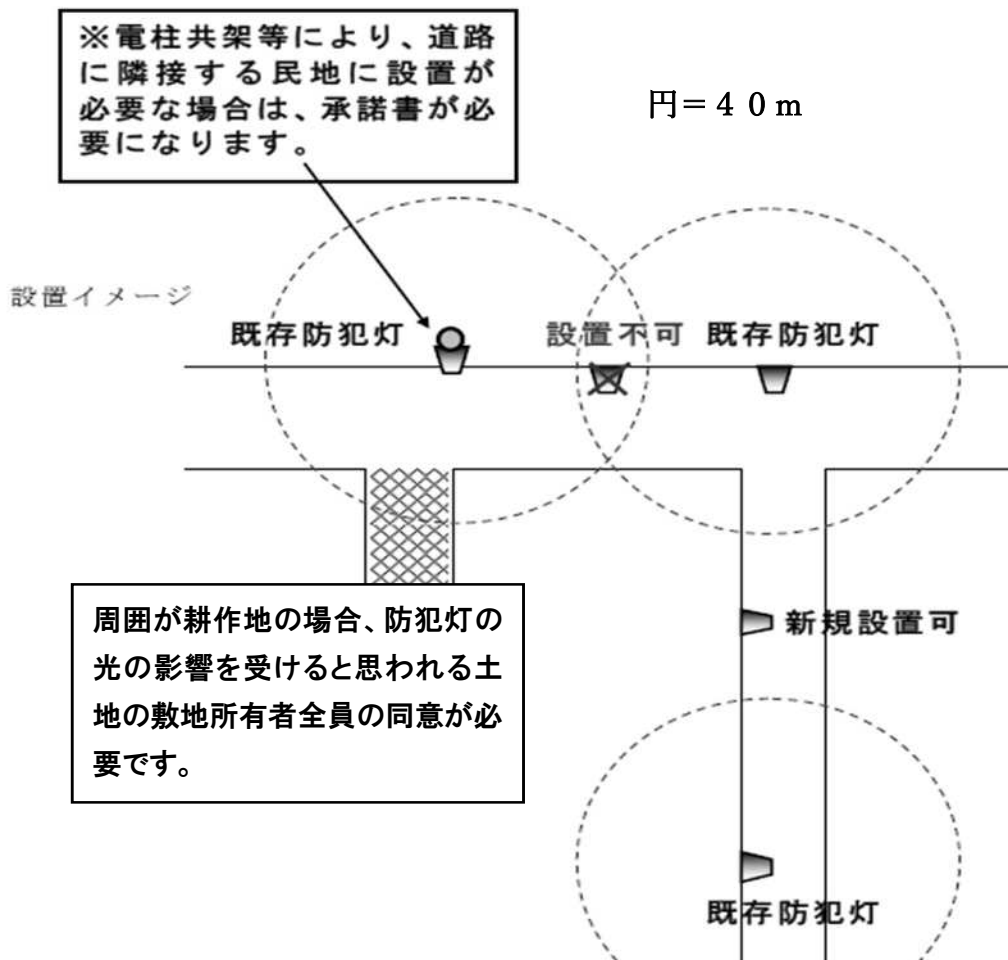
防犯灯設置要望の際の留意事項について

碧南市では、地域からの要望に基づき夜間における歩行者の安全確保や、犯罪発生防止を図るため、防犯上及び交通安全上効果的とみられる市道上に防犯灯を設置しております。なお、碧南市ではバランスよく防犯灯を市内に配置するため、下記の通り基準を設けています。

碧南市防犯灯設置基準

- (1) 防犯および交通安全対策上有効な箇所
- (2) 交差点、横断歩道周辺
- (3) 道路形態が急激に変化している箇所
- (4) その他防犯面、交通安全面で必要性が高い箇所

なお、新設防犯灯は、既設の防犯灯、道路照明灯及びその他街灯から約40m（電柱1本おき程度の間隔）程度離れた間隔を適正距離といたします。



設置できない場所について

- ・周辺住民、および土地所有者より同意が得られなかった場合
- ・周辺土地が耕作地であり、耕作者より同意が得られなかった場合
- ・中部電力より電柱への共架が認められない場合
- ・利用者が限られる場合
- ・その他の理由で碧南市が設置不可とした場合

防犯灯の設置によって周辺が明るくなることにより、周辺敷地、建物内が照らされること場合もあります。付近の住民の方より同意が得られなかった場合には設置を見送らせていただきます。

LED防犯灯は付近の農作物の生育に影響を及ぼすこともあります。土地耕作者の同意が得られなかった場合、設置を見送らせていただきます。

利用者が限られる場合や、マンションや会社、施設内には設置いたしません。門前灯やセンサーライト等を設置していただき、地域防犯のご協力をお願いいたします。

中部電力では、非常時及び災害時に備え、緊急対応用の電柱を設定しております。設定された電柱には一切の共架施設が認められていないため、碧南市で設置可と判断した場合でも、中部電力より設置不可とされる場合があります。

防犯灯の設置要望は、原則として電柱への共架とさせていただきます。

連絡先	地域協働課交通防犯係
担当	長谷川淳、平松佑太
電話	95-9873

令和6年4月8日

碧南市連絡委員各位

市民協働部地域協働課

課長 堀田 葉子

令和6年度碧南市交通安全都市推進協議会地域部会全体会議について（依頼）

時下 ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は交通安全行政に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

みだしの会議について、下記の日程で開催いたしますので、ご多忙の中、恐縮に存じますが、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

記

1 開催日時

令和6年5月22日（水）午後7時から

2 会場

碧南市芸術文化ホール シアターサウス

3 参加者

連絡委員、交通安全協会交通指導員、安全運転管理協議会、老人クラブの代表、PTA役員、校長、園長、市議会議員等

4 会議時間

概ね1時間

改正

昭和47年7月21日規則第18号
昭和57年3月30日規則第5号
昭和61年3月20日規則第1号
平成30年2月19日規則第3号
平成31年3月29日規則第24号

碧南市交通安全都市推進協議会に関する規則

(設置)

第1条 昭和36年12月26日告示された交通安全都市宣言の趣旨に沿って、市内における交通事故の防止を図るための施策及び活動を推進させるために、碧南市交通安全都市推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 協議会は、各官公庁、交通関係機関その他諸団体の協力のもとに、次の事業を行う。

- (1) 交通安全教育の徹底
- (2) 交通環境の整備
- (3) その他交通事故防止のため適切と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、各官公庁、交通関係機関その他諸団体の代表者及び知識経験者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、1年とする。ただし、役職により委嘱された者は、当該役職の在任期間とする。

(役員)

第4条 協議会に次の各号に掲げる役員を置き、その人数は当該各号に定めるところによる。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 監事 2人

2 会長は、市長をもって充てるものとし、副会長は、委員のうちから会長が委嘱する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 副会長の任期は、1年とする。

6 監事は、協議会の監査に係る事務を処理する。

(顧問及び参与)

第5条 協議会に顧問及び参与を置くことができる。

(協議会の会議)

第6条 会長は、協議会を招集し、会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(地域部会)

第7条 協議会に次の地域部会を置く。

- (1) 新川部会
- (2) 中央部会
- (3) 大浜部会
- (4) 棚尾部会
- (5) 旭部会
- (6) 西端部会

2 地域部会は、当該地区の関係委員及び当該地区の関係者のうちから会長の承認を得て選任した者をもって委員とする。

(部会長及び副部会長)

第8条 地域部に部会長及び副部会長各1人を置く。

2 地域部の部会長は当該地域の碧南市連絡委員に関する規則（平成2年碧南市規則第23号。以下「連絡委員規則」という。）第8条第2項に規定する正幹事を、地域部の副部会長は同項に規定する副幹事をもって充てる。

3 部会長及び副部会長の任期は、1年とする。

（地域部の会議）

第9条 部会長は、地域部を招集し、会議の議長となる。

2 副部会長は、部会長を補佐し、会長が事故あるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 地域部の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは部会長の決するところによる。

（地域部の全体会議）

第10条 会長は、必要があると認めるときは、全ての地域部を対象とする地域部の全体会議を招集することができる。

2 地域部の全体会議の議長は会長を、副議長は連絡委員規則第9条第2項に規定する代表幹事をもって充てる。

3 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長がその職務を代理する。

4 地域部の全体会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（雑則）

第11条 この規則に定めるほか、協議会について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年7月21日規則第18号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和47年7月1日から適用する。

附 則（昭和57年3月30日規則第5号）

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年3月20日規則第1号）

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成30年2月19日規則第3号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日規則第24号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

資料 6

連絡先	地域協働課交通防犯係
担当	長谷川 淳
電話	95-9873

令和6年4月8日

碧南市連絡委員各位

市民協働部地域協働課

課長 堀 田 葉 子

令和6年度防犯カメラ設置費補助について（依頼）

碧南市では、平成28年7月1日より防犯カメラ設置費の補助制度を設立し、運用しております。

つきましては、補助制度を活用した防犯カメラ設置推進にご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 補助の目的

地域の防犯活動の一端を担う防犯カメラを設置しようとする者に対し、その設置費用の一部を支援することにより、地域に対する自主防犯意識の向上を図り、犯罪の起こりにくい安心安全なまちづくりを推進する。

2 補助の内容

町内会等で運営管理する区民館等に、地域の防犯活動の一端を担う防犯カメラを設置する場合、その設置に要する経費を補助対象とする。

3 制度の概要

別紙「防犯カメラ設置費補助について」のとおり

4 補助申請手続き

申請は4月より随時受付しますが、予算に限りがあります。時期により次年度以降に改めて申請いただく場合がありますので、ご了承下さい。

防犯カメラ設置費補助について

防犯カメラには犯罪の抑止効果があり、設置した場所の犯罪の発生を抑えるだけでなく、その周辺地域にも効果が期待できます。犯罪の起こりにくい安心安全なまちづくりを推進するため、地域の防犯活動の一端を担う防犯カメラについて、その設置費用の一部を支援します。

1 補助対象者、補助率及び補助限度額について

補助対象者	補助率	限度額
(1)町内会等（区民館）	9 / 10	50万円
(2)商店街振興組合等		
(3)マンション・店舗等が管理する事業用駐車場等	4 / 5	16万円

※同じ年度に補助対象者に付き1回限りとなります。

また、設置後5年間は、同一の補助対象で新たに申請することはできません。

2 補助対象となる経費について

補助対象者の建物や敷地内において、防犯カメラを設置する際に、設置に要した経費が対象となります。

※維持又は管理に要する経費、地代及び占用料、操作指導料、既存の設備の撤去に要する経費については、補助対象外です。

3 補助金で設置する防犯カメラの制約について

- (1) 防犯カメラの撮影範囲に、道路等の公共の場所を3分の1以上含むようにして下さい。
- (2) 設置から5年間は、その利用を継続して下さい。
- (3) 愛知県策定の「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に準拠し、防犯カメラを適正に管理して下さい。

※防犯カメラの設置者等が守るべきルールとして、「防犯カメラの設置及び運用に関する要領」を作成し、適正な管理をお願いします。

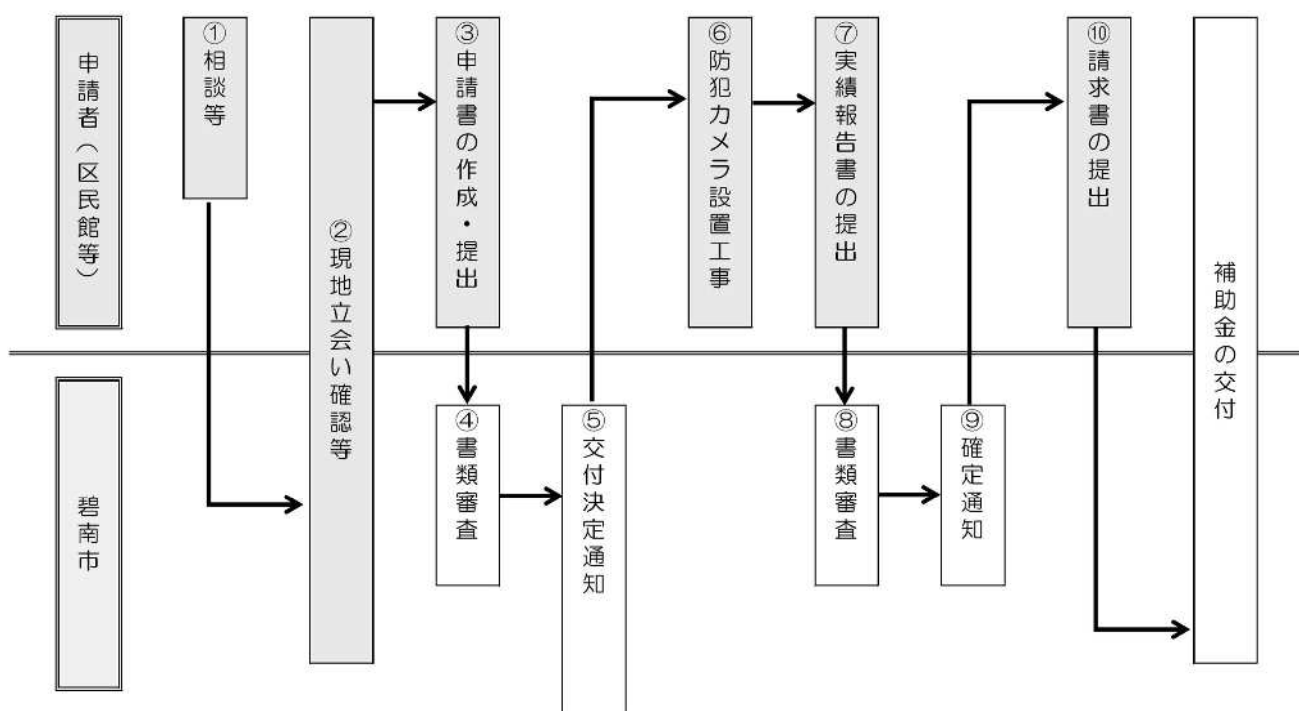
4 補助申請手続きについて

申請は4月より随時受付しますが、予算に限りがあります。時期により次年度以降に改めて申請いただく場合がありますので、ご了承下さい。

5 申請手続きの流れについて

ご不明な点は、まずご相談下さい。(①)

また、申請書を提出される前に、必ず防犯カメラの取付予定箇所を現地確認させていただきますので、都合の良い日時をご連絡下さい。(②)



防犯カメラの設置工事は、⑤の「交付決定通知書」を受け取ってから、実施して下さい。

⑦の「実績報告書」の提出期限は、設置完了の日から30日以内または、翌年度の4月10日のいずれか早い日になります。

補助金の交付は、事業完了後になります。⑩の「請求書」の提出から2～3週間後に指定の口座へ振込されます。

申請時（③関係）の添付書類

- (1) 防犯カメラの設置に要する費用に係る見積書
- (2) 防犯カメラ機器のカタログ
- (3) 防犯カメラの設置及び運用に関する要領
- (4) 配置図（建物、道路等、防犯カメラの位置関係の分かるもの）

実績報告時（⑦関係）の添付書類

- (1) 防犯カメラの購入及び設置に係る領収書の写し
- (2) 防犯カメラ及び表示板の現況写真
- (3) 防犯カメラにより撮影された画像を印刷したもの

<p>（問合せ先） 碧南市役所 地域協働課 交通防犯係 電話（直通）0566-95-9873 （代表）0566-41-3311 内線 234 FAX 0566-41-5412 E-mail : tiikika@city.hekinan.lg.jp</p>
--

区民館（30区民館）の設置状況について

令和5年度末現在

区民館名		設置結果等
新川	久沓区民館	平成30年度設置済
	田尻区民館	平成29年度設置済
	西松江区民館	平成28年度設置済
	東松江区民館	平成28年度設置済
	鶴ヶ崎区民館	平成28年度設置済
	千福区民館	平成29年度設置済
	浜尾区民館	平成29年度設置済
	東山区民館	平成28年度設置済
	西山区民館	平成28年度設置済
中央	道場山区民館	平成30年度設置済
	天王区民館	平成29年度設置済
	中山区民館	平成28年度設置済
大浜	大浜上区民館	令和2年度設置済
	大浜中区民館	令和2年度設置済
	大浜下区コミュニティセンター	平成28年度設置済
	前浜集落センター	平成29年度市施設
	川口農業センター	平成29年度市施設
棚尾	棚尾区民館	平成30年度設置済
旭	東町内会館	令和2年度設置済
	二本木荒子町内会館	
	西部区民館	平成28年度設置済
	神有区民館	平成28年度設置済
	伏見屋区民館	※補助希望無し
	霞浦会館	令和3年度設置済
	流作区民館	
西端	西端大久手区民館	令和3年度設置済
	西端半崎区民館	平成28年度設置済
	西端上区民館	平成29年度設置済
	西端下区民館	平成29年度設置済
	西荒居区民館	平成30年度設置済

商店街（14商店街）の設置状況について

令和5年度末現在

商店街名		設置結果等
新川	キネマ通り発展会	令和3年度設置済
	新川本町商店街振興組合	令和4年度設置済
	辻通り発展会	令和2年度設置済
	新川銀座発展会	
中央	道場山発展会	
	中山発展会	令和2年度設置済
	碧南中央発展会	
大浜	大浜本町商店街振興組合	
	天神会商店街振興組合	令和4年度設置済
	碧南駅前通発展会	平成29年度設置済
棚尾	棚尾商店街振興会	平成28年度設置済
旭	鷺塚発展会	
西端	西端商店街振興組合	令和元年度設置済

資料 7

連絡先	地域協働課地域協働係
担 当	水村、角谷
電 話	95-9872

令和6年4月8日

碧南市連絡委員各位

市民協働部地域協働課

課長 堀 田 葉 子

町内会問合せ先のホームページの掲載について（お願い）

令和6年度より、町内会への問合せ先やエリアを市ホームページへ掲載する予定です。
つきましては、下記のとおり、ご提出をお願いいたします。

記

- 1 提出先 碧南市役所市民協働部地域協働課地域協働係
(Email : tiikika@city.hekinan.lg.jp)
- 2 提出方法 郵送、FAXまたは電子メール
- 3 提出期限 令和6年4月26日（金）
- 4 掲載案

町内会名	エリア	連絡先	備考
〇〇	〇〇町1丁目 △△町、××町	〇〇区民館	
▲▲	▲▲町	会長自宅	市民協働課へお問い合わせください。

- 5 その他

原則、区単位で連絡先を統一していただいた方がわかりやすいと思いますので、区単位でご回答いただければと思います。例外がありましたら、地域協働課までお知らせください。

以上

市ホームページへの情報への町内会情報の掲載について

令和6年 月 日

碧南市役所地域協働課長 堀田 葉子 殿

西端地区以外はすでに
記載してあります。
印鑑は不要です。



地 区 名 ○○地区
代表者住所 碧南市松本町28番地
職名・氏名 区長 碧南 太郎

下記のとおり報告します。

記

- 1 町内会の問合せ先（あてはまる方に○を記入してください）

・町内会長自宅

・○○区民館

※自宅の場合、先日、氏名等を確認依頼した際に掲載していた番号とします。

連絡先	地域協働課地域協働係
担 当	水村、角谷
電 話	95-9872

令和6年4月8日

碧南市連絡委員各位

市民協働部地域協働課

課長 堀 田 葉 子

令和6年度碧南市地域振興事業補助金について（依頼）

本市では、地域の健全な発展を図るため、地域振興事業補助制度を設けておりますので、下記のとおり申請書の提出をお願いします。

記

1 補助金の目的

地域の健全な発展を図ることを目的に地域で行われる事業に対して助成します。

2 補助金の概要

町内会加入世帯について2,000円を交付します。

また、平成23年度より暫定的に未加入世帯へ1世帯あたり500円を交付しています。

3 交付額の算出方法

交付額＝（町内会加入世帯×2,000円）＋（町内会未加入世帯×500円）

※ただし、当該年度予算額（40,000千円）を限度に交付する。

4 町内会加入・未加入世帯の算定

令和6年1月に実施した町内会加入世帯調査の結果を基に、令和6年1月1日時点の世帯数に反映させて算出します。

5 注意点

町内会加入世帯の定義等の詳細については、「地域振興事業補助金手引き」を参照してください。

6 補助金の交付先

区又は町内会

7 提出書類

- (1) 地域振興事業補助金交付申請書
- (2) 令和6年度地域振興事業収支予算書
- (3) 令和6年度事業計画書
- (4) 地域振興事業補助金交付請求書

※振込口座の写し（銀行名、支店名、口座番号、口座名などの記載されているページ）を添付してください。

8 提出期限

令和6年4月22日（月）

地域振興事業補助金手引き

1 町内会加入世帯の定義

各町内会の加入者台帳に記載のある世帯

※加入者台帳に記載する目安として次に掲げる条件を満たすこと。

- ・町内会が加入者と認め、かつ、町内会が広報、回覧物、ゴミ袋等の配布をしている世帯とし、事業所等は含めない。

2 想定問答

Q 町内会費は支払っているが、ゴミ袋等は不要で、実質町内会活動に参加していない世帯は町内会加入世帯数に入れるべきか。

A 町内会が広報、回覧物、ゴミ袋等の配布をしていない場合は、町内会加入世帯とみなさないため、町内会加入世帯数には含めない。

Q 住民基本台帳上は世帯分離している世帯でも、実質は1世帯で町内会に加入している場合、町内会加入世帯数に入れるべきか。

A 上記「町内会加入世帯の定義」どおり、町内会費の支払いの有無ではなく、広報、回覧物、ゴミ袋の配布状況により判断する。加入者台帳に1世帯の登録であれば、1世帯のみの加入、2世帯登録があれば2世帯加入とする。

Q 住民登録のある地区以外の世帯（碧南に住民登録のない世帯も含む）が、町内会に加入している世帯についてはどのように扱うのか。

A 上記「町内会加入世帯の定義」どおり、加入者台帳に登録があれば、町内会加入世帯として扱う。住所、世帯員の情報についても加入者台帳に記載のこと。

Q 商店、企業等が町内会に加入している場合は、町内会加入世帯数に入れるべきか。

A 基本的に法人は町内会加入世帯に含まない。しかし、商店等で店舗と住居が一体となっており、一般家庭のような居住の実態があれば町内会加入世帯数に含める。住所、世帯員の情報についても加入者台帳に記載のこと。

碧南市地域振興事業補助金交付規程

(平成2年5月31日碧南市訓第33号)

(趣旨)

第1条 碧南市地域振興事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、碧南市補助金交付規則（平成元年碧南市規則第28号）に定めるもののほか、この訓の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 補助金は、区、字又は町内会（以下「町内会等」という。）が行う住民の連帯感及び市民性を高めるためのコミュニティ事業に対し助成することにより、地域の健全な発展を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第3条 補助金は、町内会等が行う次の事業を交付の対象とする。

- (1) 生活環境の清潔、美観の維持等に関する事業
- (2) 社会福祉の増進及び健康管理に関する事業
- (3) 交通安全、防犯、消防、防災その他の生活の安全確保の推進に関する事業
- (4) 運動会、ピクニックその他の地域事業に関する事業
- (5) 文化活動及び学習活動に関する事業
- (6) その他地域の健全な発展に関する事業

2 町内会等が前項に掲げる事業を共同して行う場合は、市長は補助金の交付を当該事業を共同して行う代表者に交付することができる。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、町内会等に参加する世帯1世帯につき2,000円を限度とし、市の予算の範囲内において定める。

附 則

この訓は、平成2年5月31日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

附則（平成5年3月29日碧南市訓第2号）

この訓は、平成5年4月1日から施行する。

記 載 例

様式第1号（第4条関係）

地域振興事業補助金交付申請書

令和6年4月1日

碧南市長 禰 宜 田 政 信 殿

地 区 名 ○○○○

代表者住所 碧南市○○町○丁目○番地

職名・氏名 ○○ ○○○

令和6年度において補助事業等を実施するため補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。なお、補助金は前金払を希望します。

記

- 1 補助事業名 ○○○○町内会（区）における地域振興事業
- 2 施行期間 着手 令和6年4月 1日
完了 令和7年3月31日
- 3 交付申請額 金○, ○○○, ○○○円
- 4 添付書類
(1) 令和6年度地域振興事業収支予算書
(2) 令和6年度事業計画書
- 5 前金払を必要とする理由
当該補助金にて補助事業等を実施するが、事前の資金がないと実施が不可能なため。

記 載 例

様式第7号（第12条関係）

地域振興事業補助金交付請求書

令和6年4月22日

碧南市長 禰 宜 田 政 信 殿

区長・町内会長の住所、氏名のご確認 をお願いします。	地 区 名 ○○○○ 代表者住所 碧南市○○町○丁目○番地 職名・氏名 ○○ ○○○
-------------------------------	--

令和6年4月1日付け6碧地第●号ー○で補助金の交付決定を受けた補助事業等について、補助金の前金払を受けたいので、下記のとおり請求します。

記

- 1 補助事業名 ○○○○町内会（区）における地域振興事業

- 2 補助金の額 金○, ○○○, ○○○円

- 3 前金払を必要とする理由

当該補助金にて補助事業等を実施するが、事前の資金がないと実施が不可能なため。

振 込 先

振込先金融機関名	銀行
	信用金庫
	信用組合 店
	農 協
預 金 種 目	1 普通 2 当座
口 座 番 号	██████████
口座名義	カ ナ ██████████
	漢 字 ██████████

※振込先通帳のコピー（銀行名、支店名、口座番号、口座名義人の分かる部分）を添付して下さい。

記 載 例

宗教に関する事業は除く。

令和6年度地域振興事業収支予算書

収入の部

《町内会等名》

項 目	収 入 見 込 額
地域振興事業補助金	950,000円

同一金額

支出の部

項 目	地域振興事業 補助金充当額	区費等よりの 充 当 額	事 業 予 算 額
1. 生活環境の清潔、美観 の維持等に関する事業	下記ア～イの計 100,000円	下記サ～シの計 50,000円	下記ナ～ニの計 150,000円
①側溝等清掃事業	ア 100,000	サ 50,000	ナ 150,000
②	イ 0	シ 0	ニ 0
2. 社会福祉の増進、健康 管理に関する事業	下記ウの計 500,000円	下記スの計 100,000円	下記ヌの計 600,000円
①敬老会事業	ウ 500,000	ス 100,000	ヌ 600,000
3. 生活の安全確保の推進 に関する事業	下記エ～オの計 100,000円	下記セ～ソの計 0円	下記ネ～ノの計 100,000円
①交通安全街頭指導事業	エ 0	セ 0	ネ 0
②防火、防犯巡視事業	オ 100,000	ソ 0	ノ 100,000
4. 地域の健全な発展に 関する事業	下記カ～クの計 100,000円	下記タ～ツの計 200,000円	下記ハ～フの計 300,000円
①新春文化展等文化事業	カ 50,000	タ 100,000	ハ 150,000
②運動会等体育事業	キ 50,000	チ 100,000	ヒ 150,000
③	ク 0	ツ 0	フ 0
5. その他の事業	下記ケ～コの計 150,000円	下記テ～トの計 0円	下記ヘ～ホの計 150,000円
①.....	ケ 150,000	テ 0	ヘ 150,000
②	コ 0	ト 0	ホ 0
1～5の総合計金額	950,000円	350,000円	1,300,000円

予算書の項目は、自由に変更することができます

記 載 例

令和6年度事業計画書

《町内会等名》

月	事 業 内 容	対 象 者
4 月	地区一斉清掃	青少年、役員
	防災訓練、地区スポーツ大会、夏祭り	区民全員
	区民館設備点検	役員
5 月		
6 月	<div style="border: 3px double black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> 神社等の宗教関係の行事は除いてください。 </div>	
7 月		
8 月		
9 月		
10 月		
11 月		
12 月		
1 月		
2 月		
3 月		

資料 9

連絡先	地域協働課地域協働係
担当	水村、角谷
電話	95-9872

令和6年4月8日

碧南市連絡委員各位

市民協働部地域協働課

課長 堀田 葉子

令和6年度碧南市区民館等運営事業補助金について（依頼）

本市では、地域の自治活動の振興を図るため、碧南市区民館等運営事業助金制度を設けておりますので、下記のとおり申請書の提出をお願いします。

記

1 補助金の目的

地域住民の自治活動の振興を図ることを目的に区民館等の運営に要する経費を助成する。

2 補助金の額

(1) 電気料（区民館等に要するもののみ）	全額	(1)～(6)までの合計額が75万円を超えた場合は <u>75万円と75万円を超えた額の2分の1</u> の合計が限度額となる
(2) 水道料及び下水道使用料		
(3) ガス代及び灯油代		
(4) 電話料の基本料金 ※基本料金…回線使用料、屋内配線使用料、ピンク電話機使用料、ベル使用料、硬化収納等信号送出機能使用料、ユニバーサルサービス料等定額のもの		
(5) し尿くみ取料		
(6) 浄化槽清掃料及び点検料		
(7) 借地料	全額	区民館等の床面積3倍までの借地面積かつ、固定資産税課税標準額の原則4%までの借地料が限度

		額	
(8)	事務員賃金 区等と雇用契約を結んでいる者への給与であること。よって、税法上の事務手続き（源泉徴収または確定申告など）が税務署等に適正になされている必要がある（地区より税務署等に給与支払報告書、あるいは本人に確定申告のための賃金明細の交付など）。	2分の1 （退職金は除く）	事務員を置いていない場合、置いているが賃金が年24万円に満たない場合は <u>12万円</u> を補助対象額とする
	補助金額	(1)～(8)の合計	1,000円未満端数切捨て

※補助金交付の算定基礎は前年度（令和5年度）実績に基づいて行う。

※ただし、当該年度予算額（33,635千円）を限度に交付する。

3 補助金の交付先

区又は町内会

4 提出書類

(1) 区民館等運営事業補助金交付申請書

(2) 区民館等運営事業補助金交付請求書

※申請書類は、メールアドレス（キャリアメールを除く）をご報告いただいている代表者様には(1)(2)ともに4月末頃にメールにて送付します。ご報告いただけない代表者様にはご自宅へ郵送します。メールアドレスを登録している代表者様で、郵送を希望される際は事務局までご連絡ください。

5 提出期限

令和6年5月10日（金）

6 提出先

碧南市役所地域協働課地域協働係

※データでの提出も可能です。（送付先：tiikika@city.hekinan.lg.jp）

7 その他

(1) 補助額については、通常の使用として考えられる範囲の額での交付となります。何らかの理由でその範囲を超える場合は、原則、前年度の同月の申請額を基に算出します。

- (2) 借地料および事務員賃金が大きく変わった場合、金額等によっては必ずしも全額補助できない可能性があります。変更される際には、必ず事前に地域協働課へご相談ください。
- (3) 実績報告を提出していただく際に各料金の支払金額を確認するため領収書が必要になりますので保管をお願いします。電話料金については基本使用料等の内訳を確認するため毎月分の電話料金明細書も必要になりますのでご準備をお願いいたします。

記 載 例

様式第1号（第4条関係）

区民館等運営事業補助金交付申請書

令和6年4月1日

碧南市長 禰 宜 田 政 信 殿

区长・町内会長の住所、氏名の記載のご確認をお願いします。	地区名 ○○○ 代表者住所 碧南市○○町○丁目○番地 職名・氏名 ○○ ○○○
------------------------------	---

令和6年度において補助事業等を実施するため補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。なお、補助金は前金払を希望します。

記

- 1 補助事業名 区民館等運営事業
- 2 施設の名称 ○ ○ ○区民館
- 3 施行期間 着手 令和6年4月 1日
完了 令和7年3月31日
- 4 申請額 金○, ○○○, ○○○円

5 添付書類

令和5年度区民館等運営費内訳明細書

添付不要です。

6 前金払を必要とする理由

当該補助金にて施設の運営を行うが、事前の資金がないと運営が不可能なため。

記 載 例

様式第7号（第12条関係）

区民館等運営事業補助金交付請求書

令和6年5月10日

碧南市長 禰 宜 田 政 信 殿

区長・町内会長の住所、氏名のご確認 をお願いします。	地 区 名 ○○○ 代表者住所 碧南市○○町○丁目○番地 職名・氏名 ○○ ○○○
-------------------------------	---

令和6年4月1日付け6碧地第○号で補助金の交付決定を受けた補助事業等について、補助金の前金払を受けたいので、下記のとおり請求します。

記

- 1 補助事業名 区民館等運営事業
- 2 施設の名称 ○ ○ ○区民館
- 3 補助金の額 金○, ○○○, ○○○円
- 4 前金払を必要とする理由

当該補助金にて施設の運営を行うが、事前の資金がないと運営が不可能なため。

振 込 先

振込先金融機関名	銀 行 信用金庫 信用組合 店 農 協
預 金 種 目	1 普通 2 当座
口 座 番 号	[Redacted]
口座名義	カ ナ [Redacted] 漢 字 [Redacted]

※振込先通帳のコピー（口座名義人の分かる部分）を添付して下さい。

補助金申請書類等の記入上のお願い

書類記入の際、訂正が生じた場合には、次のとおり訂正をお願いします。

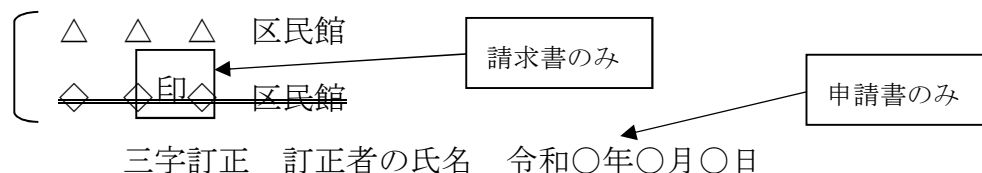
誤った処理をされますと、補助金の支払いに支障をきたす場合がありますので、よろしく
お願いします。

訂正があった場合には、

- ①訂正箇所を二重線で消す。
- ②消した箇所の上あるいはその横に、正しい字句を記入する。(請求書のみ申請者の印を訂正印として押す。)
- ③申請書のみ余白に「○字訂正」と記入するとともに、訂正者の氏名と訂正年月日を記入する。

注) 修正液による訂正はできません。

例) ◇ ◇ ◇ 区民館を△ △ △ 区民館に訂正する場合



氏名・金額・事務処理に係る重要な事項についての訂正は
できません。訂正がある場合は、申請書等を新たにお渡し
しますので、お申し出ください。

各種補助金の交付申請手続きについて

下表で○印の区又は町内会ごとに申請手続きをしてください。

	補助金名	地域振興事業補助金	区民館等運営事業補助金
	申請期限	4月19日(金)	5月10日(金)
	提出先	地域協働課地域協働係	地域協働課地域協働係
新川地区	久 沓 町		
	丸 山 町	○	○
	六 軒 町		
	田 尻 町	○	○
	松 江 町	○	○
	相 生 町	○	○
	相生鶴見町		
	山神相生町		
	山 神 町		
	新川山神町	○	○
	浅 間 町		
	新川籠田町		
	千福町第1		
	千福町第2		
	籠田町第1		
	籠田町第2	○	○
	千福浜尾町		
	千福堀方町		
	千福福清水町		
	住 吉 町		
浜尾鶴見町	○	○	
堀 方 町			
東 山 町	○	○	
金 山 町	○	○	
西山町第1	○	○	
西山町第2	○	○	
中央地区	道場山町		
	宮 後 町	○	○
	福清水末広町		
	天王第1		
	天王第2		
	天王第3	○	○
	中 後 町		
	植 出 町		
	尾 城 町		
	幸町第1		
	幸町第2	○	○
	中 山 町		
向 陽 町			
源氏神明町			

各種補助金の交付申請手続きについて

下表で○印の区又は町内会ごとに申請手続きをしてください。

	補助金名	地域振興事業補助金	区民館等運営事業補助金
	申請期限	4月19日(金)	5月10日(金)
	提出先	地域協働課地域協働係	地域協働課地域協働係
大 浜 地 区	大浜上町		
	石橋町第1		
	石橋町第2		
	中松町		
	羽根町	○	○
	本郷町		
	中町上区		
	松本町		
	沢渡町		
	野田町		
	浜寺町		
	中町中区		
	音羽町	○	○
	善明町		
	作塚町		
	築山町		
	西浜町第1		
	西浜町第2		
	宮町第1		
	宮町第2		
	権現町	○	○
	岬町		
	錦町		
	塩浜町		
	塩浜町第2		
	浜田町		
伊勢若松町			
入船権田町第1			
入船権田町第2			
前浜町	○		
川口町	○		
棚 尾 地 区	源氏町		
	汐田町		
	春日町		
	作塚沢渡町		
	栗山町	○	○
	志貴町		
	棚尾本町		
	弥生町		
	若宮町		
	雨池川端町		
	志貴崎町		

各種補助金の交付申請手続きについて

下表で○印の区又は町内会ごとに申請手続きをしてください。

	補助金名	地域振興事業補助金	区民館等運営事業補助金
	申請期限	4月19日(金)	5月10日(金)
	提出先	地域協働課地域協働係	地域協働課地域協働係
旭 地 区	鷺塚町	○	○
	鷺林町	○	
	旭町	○	
	二本木町	○	○
	荒子町		
	笹山町		
	新道町		
	緑町	○	○
	西部城山町		
	神有町		
	南城山町	○	○
	天神町		
	池下照光町		
	鷺塚住宅	○	○
	鴻島町	○	○
	三宅町		
	伏見町		
	日進町		
	霞浦町	○	○
	東浦町		
平七町			
家下	○	○	
流作町	○	○	
西 端 地 区	大久手・半崎 1	○	○西端大久手区民館 ○西端半崎区民館 ○西端上区民館 ○西端下区民館 ○西荒居区民館 ○宮下住宅集会所 ○県営三度山団地集会所 ○市営三度山住宅集会所
	半崎 2		
	半崎 3		
	上 1		
	上 2・3・宮下		
	上 4		
	上 5		
	下 1・2		
	下 3		
	下 4		
	下 5		
	下 6		
	西荒居 1		
	西荒居 2・三度山住宅		